☆お申し込みの際は、必ずこの旅行条件をお読みください ☆☆この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取 引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの 契約書面の一部となります。

1.募集型企画旅行契約

- 1. 募集型企画旅行契約
 (1) この旅行は、(株) クルーズブラネット(以下当社」といいます。)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下) 旅行契約しています。)を締結することになります。(2) 旅行契約の内容。条件は、募集広告、ソフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(農産旅行程程表) 及び当社旅行業約数募集型企画旅行契約の部によります。(旦、海外発着のものは、当社特定海外旅行業約款募集型企画旅行契約の部と以下13世村存定海対旅行業約款募集型企画旅行券の部と以下13世村存定海対旅行業約款募集型企画旅行券の部と以下13世村存定海対旅行業のクルーズを表もます。12世中に36世上行を済む京しては当社のクルーズを表も作了でいては当社のクルーズを発を利用するときに使用する旅行業約款(以下当社フライ&クルーズ旅行約款(は下1当社フライ&クルーズ旅行約款(は下1当社フライ&クルーズ旅行約款(は下1当社フライ&クルーズ旅行約款(は下1当社フライ&クルーズ旅行約款(は下1当社フライ&のの部と同内容となります。(3)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿沖機関等の提供する選売、宿泊を内のかの旅行に関でまた。13世社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿沖機関等の提供する選売、宿泊を内のか原が行に関するとができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。
 2.旅行の申込み

2.旅行の申込み

2.旅行の申込み
(1)①当社②旅行業法で規定された「受託営業所」(以下①②
を併せて「当社ら」といいます。)にて当社所定の旅行申込
書(以下「旅行申込書」といいます。)に所定の旅行申込
者(以下「旅行申込書」といいます。)に所定の事項を記入
の上、旅行代金の20%相当3億の申込金を添えてお申込み
ください。申込金は「旅行代金」「即消料」「連約料」のそれ
それ一部または全部として申扱います。また策4項に立め
た旅行契約成立前に、お客様がお申込みを撤回されたと
きは、お預りしている申込金を全額払戻します。
※海外グルーズ(フライ&クルース旅行、外国船日本発着
グルーズ旅行)の場合は以下を適用させて「頂きます。

旅行代金の額	申込金(おひとり)
旅行代金が5万円未満	全額
旅行代金が5万円以上15万円未満	3万円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円以上30万円未満	6万円以上旅行代金まで
旅行代金が30万円以上	旅行代金25%以上

但し、特定期間・特定コースにつきましては別途パンフレットに定めるところによります。またローンご利用の場合は異なります。

- っては、代なりより。 ※上表内の「旅行代金」とは第8項の「基準旅行代金」をいいます。 ※上表内の「旅行代金」とは策印像の「基準旅行代金」をいいます。 (2)当社らは、電話・郵便・ファクシミリその他の適信手段による旅行契約の予約の申込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社らに申込書の提出と申込金の支払いがを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社らはお申込みはなかったものとして取扱いする場合があります。
- 項の当社所定の取消料をいただきます。

3.申込条件

- 3・十 と パー (1)18歳未満の方は親権者の同意書が必要です。また、旅行
- (1)18歳未満の方は親権者の同意書が必要です。また、旅行 開始時点で15歳未満の方は親権者の同行を条件とさせ ていただく場合があります。また、クルース会社によって は保護者の同作同室利用が条件となるものがございま す。お申込時に当社へご確認ください。 (2)2.9 体に降害をお持ちの方。2 健康を害している方。5.女 振中の方。4 補助が使用の方その他特別な配慮を必要と する方は、その旨お申し出ください、当社は可能かつ合理 的範囲でこれに応じます。なお、この場合、利用機関等の 求めにより医師の診断書を提出していただく場合があり まず、又、現即事情や進送・宿泊機関等の状況などにより 施行の安全かつ円滑な手腕のために、同伴者/个助者の 無行の安全かつ円滑な手腕のために、同伴者/个助者の ます、ソ、現地事情や連法・福力機関等の状況などにより、 旅行の安全かつ円滑な実施のために、同样者/介朗者の 同行などを条件とさせていただくか、お客様の同意の上、 コースの一部内容を変更させていただくか、又はご負担 の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお 断りさせていただく場合があります。なお、お客様からの お申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な 世帯で西述る機関といるだきの終しまします。
- 断りさせていただく場合があります。なお、お客様からのお申し出に星づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の浄担とします。
 (3) 添乗員同行コースにおいて、旅行開始時に75歳以上の方は、当社規定の「健康アンケート」の提出をお願い致します。また、旅行の安全かつ円滑な実施のために、同伴客グーかまる回向の行などを条件とさせていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めずるか、あるいはご負担の少ない他の旅行をお勧めずるか、あるいはご負担の少ない他の旅行をお勧めずるか、あるいはご負担の少ない他の旅行をお勧めずるか、あるいはご負担の少ない他の旅行をお勧めずるか、お客様からのお申し出に星づき、当社がお客様のために満した特別な措置で要する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みも断りでお場合があります。
 (5) お客様がで流行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が野断する場合に旅行の円滑な実施をはわるため、と当社が要な指置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。
 (6) お客様のご都合によります。
 (6) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別追案件でお受けすることがあります。
 (7) お客様のご都合による別行動は原用としてできません。但、コースにより別追案件でお受けすることがあります。

- 他し、コースにより励法条件で公安庁することかかります。 (7) お客様のご都合により旅行の行程から難回される場合 は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡 が必要です。 (8) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動 の円滑な実施を妨げるおぞれがあると当れが判断する 場合は、ご参加をも断りすることがあります。 (9) 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力 団関係を準义は総会歴をその他の反社会的勢力であると 認められるときにはこ参加をお断りすることがあります。 (10) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求 行為取はこれらに準ずる行為を行ったときご参加を お断りすることがあります。 (11) 旅行者が、風熱を流布し、偽計を用い若しくは威力を用い とは、力を用いて当社の信用を毀損し去しくは当社の業務を妨害 する行為又はこれに挙ずる行為を行ったときご参加を お断りすることがあります。 (12) その他当社の業界をあるときには、お申込み をお断りする場合があります。
- をお断りする場合があります。

- 4.旅行契約の成立時期と契約書面のお渡し

- 4.旅行契約の成立時期と契約書面のお渡し
 (1)旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、第2頃の申込金を受領した時に成立するものとします。
 (2)当社らは本頃(1)の定めを契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下契約書面)といいます。)をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。
 (3)当社が旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負方旅行サービスの範囲は最終旅行日程表に記載するところによります。
 (4)当パンフレットの旅行代金未定のコースについては旅行代金権定後、正式に契約の締結をさせていただきます。
 (5)申込みの関密で、満席、満至その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社らは、お客様の景密を得て、お客様が取消行らは機能が持ちいただける財限を確認した上で、お客様を「ウェイティング登録の解除の申込金が表す。これを「ウェイティング登録の解除の申出があった場合」とは「おお客様の申込みを報ぎできる旨を通知する前にお客様よりウェイティング登録の解除の申出があった場合」とは「お待ちいただける財限ます。これを「ウェイティング登録の解除の申出があった場合」とは「お待ちいただける財限を確認したとないます。これを「ウェイティング登録の解除の申出があった場合」の場合でウェイティング登録の解除の申出があった場合」では「お存むなかった場合」とは「お行さなかった場合」の場合でウェイティング登録の解除の申出があった場合」の場を近いするもかとよる対でするもかといます。(5)本項(5)の場合でウェイティング登録の解除の即出がなりなができるからないまります。(5)本項(5)の場合でウェイティング登録の解除できるからないまりないまります。(5)本項(5)の場合でする状況を表すないまります。(5)本質(5)本間に関する情報を表すないませんである。(5)本間に関するものないまります。(5)本間に関するものないまります。(6)本間に関する情報に関する情報を表する。(6)本間に関する情報を表する。(6)本間に関する情報を表する。(6)本間に関する情報を表する。(6)本間に関する情報を表する。(6)本間に関する情報を表する。(6)本間に関する情報を表する。(6)本間に関する情報を表する。(6)本間に関する。(6)本間に対する。(6)本間に関する。(6)本間

- (7)お預りした「申込金相当額」は予約成立となった場合「申込金」として取扱います。
 (8)当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下、「契約責任者)といいます。)を
 定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、以下の規定を適用します。
 (1)当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下、構成者)といいます。)の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみない、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
 (2)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務につい

 - ○○□社は、実別責任もが明めるに対して続に良いまたは将来負うごとが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。
 ③当社は、契約責任者が団体・グルーブに同行しない場合旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が遺任した構成者を契約責任者とみなします。

5.通信契約により、旅行契約の締結をされる お客様との旅行条件

お各様との旅行条件 当社らは、当社が提携するクレシットカード会社(以下「提携 会社)といいます。)のカード会員(以下)会員」といいます。) より所定の伝票への)会員の署名なくして旅行代金のお支払 いを受けること」を条件に「電話、郵便、ファクシミリ、その他 適信手段!による旅行のお申込を受ける場合があります。 (以下)通信契約についても当社「旅行業約款募集型企画旅行契約 の部」に準拠します。 ②本項で言う「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約 に当べ「旅行律全等のさ払り、以下は一機を原存すべき日

- に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日 をいいます。
- に最く、派付で、はその文払又は以底に熱を施行すべき日をいいます。
 ③適信を繋めの申し込みに際し、会員は、申込みをしようとす
 う1企画脈行の名称」、旧発日」、「会員番号」、「カード育効
 期間、等を当社らにお申し出いただきます。
 ④適便発乳による旅行契約は、当社らが申し込みを承諾する 適知を発した時に成立します。ただし、当社らが・の一回は の電子承託通知による方法により適知する場合は、その適 別がお客様に到達した時に成立するものとします。電話の 際は申込みを当社らが受託した時に成立するものとしま す。また、郵便、ファウンミリその他の適信手段による申込 みの場合は、当社らが契約の締結を承諾する旨の適知を発 した時に成立するものとします。 う道長終の各締結しようとする場合にあって、会員の有する クレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係わ で決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせてい ただく場合があります。 (当社らは、探行の契約締結の拒否をさせてい ただく場合があります。

- ただく場合があります。
 (
 ・
 当社らは、操熊会社のカードにより所定の伝票への会員の置
 名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受
 けます。この場合、カード利用日は旅行契約収立日とします。
 (

 ⑦携帯情報鑑末(モード等)ならびにインターネット等のIT関
 連情報適信技術を利用して旅行中以込みをお受けずる場合
 は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当
 社の過任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定
 書面の交替に伴きって修築が場合のお後を利用するたきに れの資はに同今3号原体の戦のに書画、予約書画以る権法 書画の交付に代えて情報局信の技術を利用する方法により 当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用 する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録され ナストを探究しかします。
- 9 の週信機器に順水やイルにノアイルに必動争項がに駄ぐれたことを確認いたします。 (8会員の適信機器に前(の)にかかわる記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、会員が記載事項を閲覧したことを確認します。

6.確定書面(最終旅行日程表)

旅行日後、助生物の炒些点及び始泊パブルらかを載されて確定 書面(最終版行日程表)を定くと前に有間始の前日までにお渡 しいたします。(原則として旅行開始の10日前~7日前にはお 渡しずるよう努力いたしますが年末年始やフールデンッイ 少等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始の間際にお 渡しずることがあります。この場合でも旅行開始の前日まで にお渡しいたします。)ただ、旅行開始日の前日おで にお渡しいたします。)ただ、旅行間始日の前日から起算して さかのぼって7日目に当たる日以降に甲込みがなされた場合 には出発当日までにお渡しいたします。お渡し方法には、野送を含みます。又、お渡し期日前であってもお問い合わせいただければ当社らは手配状況についてご説明いたします。

7.旅行代金のお支払い期日

- 7.脈付下なのみ支払い期日 (1)脈行代金は脈行開始日の前日から起算して、さかのぼっ て21日目に当たる日(以下「基準日)といいます。)よりも 前にお支払いいただきます。 (2)基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点または 脈行開始日前の指定期日までにお支払いいただきます。

8.基準旅行代金

○ 金学川(T) J いか 「基準旅行代金」とは、募集広告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」に「追加代金として表示した金額」を加算し、「割引代金として表示した金額」を減額した代金をいいます。この量準旅行代金は、第2項の「申込金」、第15項(1)の「取消料」、第16項(2)の「連約料」、および第24項の「変更補資金」の数の質出の際の基準となります。

- 9.追加代金と割引き代金 (1) 第8項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あ らかじめ)脈行代金」の中に含めて表示した場合を除き ます。)
 - ぶり。) 切お1人部屋を使用される場合の追加代金 ②パンフレット等で当社が「延治ブラン」と称するホテル の延泊延長のための追加代金 ③パンフレット等で当社が「航空機ビジネスクラス追加代
 - 金」等と称する航空座席のクラス変更に要する運賃差額

- ④その他のパンフレット等で「○○○○追加代金」と称するもの(アーリーチェックイン追加代金や航空会社指定ご希望をお受けする旨パンフレット等に記載した場合のは2000年
- であませるよりも自かノング・マールの地域に の追加代金」。 (2)第8項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。(予 め、割り引き後の旅行代金を設定した場合を除きます。) ①パンフレット等でリビーター割引、「船上予約割引、「早期 ・「長支払割引要で加て設定した「人力を行り割引代金 ②その他パンフレット等で「△△△割引代金」と称するもの

10.こども代金と幼児代金

11.旅行代金に含まれるもの

- 物量をお持ちのお客様には超過代金を請求させていただく 大か、連絡をお断りする場合もあります。また一部の空港 駅、港・ホテルではポーターがいない等の理由により、お客 様ご自身で運輸化していたど場合がありますり、手荷の 運送は当該運送機関が行ない、当社が運送機関に運送依 第5続きを代行するものです。 (7)添乗員付きコースの添乗員の同行費用上記(1)~(7)に ついてはお客様のご都合により、一部利用されなくても 私戻しはいたしません。
- 払戻しはいたしません
- 払戻しはいたしませか。
 (8) 船内催物参加費用(ウェルカムパーティーなどのアクティビティ)
 (9) 団体行動中のドライバー、ガイド、ボーターなどのチップ(船上チップは除く)
 上記、(1)~(9)の代金はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

- 12.旅行代金に含まれないもの 第11項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示し
- ます。 (1)超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数の超過分) (2) クリーニング・電話料金・ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸経費及び
- 93カプラスとの他自加加及子側へのは巨利の船柱列及り それに伴う税・サービス料 (3) 傷害、疾病に関する医療費 (4) 遅航手振頻原緒経費(依券証紙・証紙料金・査証料・予防 接種料金及び渡航手続代行に対する旅行業務取扱料金

- た場合は除く)
 (6)日本国内におけるご自宅から発着空港までの交通費や 宿泊費等
 (7)日本国内の空港を利用する場合の空港施設使用料及び 旅客保安サービス料
 (8)日本国外の空港税・出国税及びこれに類する諸税・航空 保険料及び旅客保安サービス料
 (9)港湾使用料・ボートチャージ(外国船のみ)
 (10)希望者のみ参加されるオブショナルツアー(別途料金の小旅行)の料金
 (11)お客様が個人的な架の、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様ので注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用
- (12)米国国内線航空会社の徴収する預託手荷物料金 (13)船上チップ(日本船及びノーチップ制外国船を除く)

13.旅行契約内容の変更

13.旅行契約内容の変更 当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、 速法・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、 当初の瀬行計画によらない運送サービスの提供その他の全当 社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全か つ円海な実施を図るためやむを得ないときは、お客様におら かじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由 び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービ スの符を不他の旅行契約の内容(以下契約内容」といい ます。を変更することがあります。ただ、繁急の場合におい て、やむを得ないときは、変更後に説明します。 4. な行と外への変で表

14.旅行代金の額の変更

- 14-18(1) 10 並からのとませた。 当社は旅行契約成立後であっても、次の場合は旅行代金を変更いたします。 (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変

- ラによりがいている。を全まったころがある。 は、複数でお申込いただいたお客様の一方が契約を解除したために他のお客様がお一人部屋利用となったときは契 がを解除したお客様から助料料を申し受けるほか、お一人 部屋を利用するお客様からお一人部屋追加代金を申し受 しきさ

15.お客様の解除権

-下の表で定める取消料をおも払 が各様は、いつとも以下の表と定める以前科をお支払いいただくことにより、旅行契約を解することが出来ます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当社3中以込み店の登業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

(表)取消料

(1国内旅行(標準タイプ)

	旅行内容の解除期日		取消料(おひとり)
	旅行開始日の前	21日前まで	無料
	日から起算して	20日前~8日前	旅行代金の20%
	さかのぼって、	7日前~3日前	旅行代金の30%
旅行開始日の前々日及び前日 旅行開始日当日、出港時まで 無連絡不参加及び旅行開始後		旅行代金の40%	
		旅行代金の50%	
		旅行代金の100%	
	*注1:「旅行開始後」 「サービスの提供を受		三条第三項に規定する 時」以降をいいます。

②海外旅行(標準タイプ)本邦出国時又は帰国時に航空機を利用するコース (対象外は③④⑤に記載)

	旅行内容の解除期日		取消料(おひとり)	PEX運賃等を利用 する旅行(注6.7)
	旅行開始日の	ピーク時の旅行である 場合で41日前まで	無料	旅行契約解除時の航 空券取消料等の額
	前日から 起算して	ピーク時の旅行である 場合で40日前~31日前	旅行代金の10%	左記または旅
	さかのぼって、	31日前まで	無料	行契約解除 の航空券取消
		30日前~3日前	旅行代金の20%	料等とのいず
- 14	旅行開始日の前々日及び前日		旅行代金の30%	れか大きい額
	旅行開始日当日		旅行代金の50%	1407101
	無連絡不参	加及び旅行開始後	旅行代金	の100%

- *注1:「ビーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。
 *注2:上記表内の「旅行代金」とは第8頃の「基準旅行代金」をいいます。

- 日本に及び「月20日から日31日までをいいます。 法2: 振行契約の旅行代金」とは無難の「星撃旅行代金」をいいます。 *法3: 振行契約成立後に"コース"以は"出発日"を変更される場合も上 記取消料の対象となります。 *注4:当社の責任とならないローン、設航手続き等の事由によるお取消 の場合も上記取消料をいただきます。 *注51版作開始としは、特別補償規定第二条第三項に規定する「サー ビスの提供を受けることを開始した時以降をいいます。 注516年の報告的に、航空会社がウェブサイト等により広へ消費者向け に販売する航空券と同一の取引条件による航空券/PEX運賃等)を利 用する場合で、バンフルト等に当該航空券に受かが用年されると、航空会 がの名物並びに当該航空券に関して航空会社が定かる取消手数料、連 約4、払戻手級料その他の航空運送契約の解除に要する関和条件お よび全額を紹介によ場合に対象との解除に要する場合に、発券し た前空券の運賃帳別を優勝することを希望するお客様は、販売店に *注7:航空券取消料等の駆か旅行契約の取消料となる場合に、発券し た前空券の運賃帳別を確認することを希望するお客様は、販売店に お問い合わせたださい。上部配金されり航空券担保をは、それぞれの旅 空会社のウェブサイト等でご確認いただけます。不明な点は販売店に お問い合わせたださい。
- ③海外クルーズ(フライ&クルーズ脈行)日程表中に3泊以上の クルーズを含む旅行であって、(フライ&クルーズ脈行)脈行 約款を適用する旨記載があるもの、日本発着時に外国船舶を
- 約款を適用する旨記載があるもの、日本発慮時に外国船舶を 利用する海外旅行は2の取消料でなく各コースのパンリント または、該当ページに明示する助消料が適用されます。 (8)日本船による海外ロンゲクルース(世界一周クルース等)パンフレット等に明示する当社又は船会社約款に基づく取消 料によります。 (8)最初航空機及び貸切船舶を利用するコースはパンフレット等に明示する当社約款に基づく取消料によります。 (2)本項(1)にかかわらず、現地発電ブラン等、特定のコース につきましては、当社的款の特定海外旅行に係る取消料 につきましては、当社的款の特定海外旅行に係る取消料 に対ります。 (3) お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に取消料

- によります。 (3) お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に取消料 を支払うことなく旅行契約を解除することができます。 (第13頃に星づき契約の容が変更されたとき、ただし、その 変更が第24頃の表を網に掲げるもの、その他の重要なも
- のであるときに限ります。 ②第14項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。 ②明14県17の規定に差」いて派打で払り増留を4にことさ。 多天災地変、報乱、暴動、運法、宿泊機関等の派行サービス提 供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不 可能となる可能性が極めて大きいとき。 ④当社らが、お客様に対し第6項に定める期日までに、最終派 2003年2月までは、1000円では、1000円である。
- 行日程表をお渡ししなかったとき。 ⑤当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行

- 13日候報を30歳010%の3万に欠いる。
 (当社の意に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行 日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。 (4)当社らは、本項(1)、(2)により旅行契約が解除されときは、 既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金)から所 定の取消料を連引いた残器を払戻します。する。 でまかなえないときは、その差額を申し受けます。)また本項 (3)により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金)金額を払戻します。 だいている旅行代金(又は中心金)金額を払戻します。 (5)開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約 を解除又は一時離脱された場合は、お8章様の権利放果と みなし、一切の払い戻しをいたしません。 (6) お客様の書に帰さない事由により最終旅行日程表に 従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、 お客様は本項(1)(2)の取消料を支払うことなく当該 不可能となった旅行サービスの提供を受けられない場合 解除することができます。この場合において、当社は当 該旅行サービスに対して発生する取消料、違約料等を 差し引いた金額を払い戻します。 差し引いた金額を払い戻します。

- 16.当社の解除権 旅行開始前の解除 (1)当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明し て、旅行開始日前に旅行契約を解除することがあります。 ()お客様が、当社があらかしめ明示した性別、年齢、資格
- (印音様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、 技能を心他の参加旅行者の条件を満たしていないこと が明らかになったとき。 (お音様が病気、必要な介助人の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。 (3)お音様が他のお音様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の 円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。 (3)お音様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担 まずめたさき
- ④お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。 のお客様の人数が各コースに記載した最少催行人員に違しなかったとき。この場合、当社は海外の場合、統行開始日の前日から起算してさかのぼうで23日目、第15頃(1)の*注1に規定するピーク時に旅行を開始するものについては33日日にあたる日とが前にまた国内の場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼうで14日目より前に旅行を中止する旨をお客様に適知します。 Q末一を目的とする旅行における除雪屋の不足のように当社が移らかじめ明示した旅行条件が成款しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。 ②旅行者が3.申込条件(9)から(11)までのいずれかに該当することが判明したとき。

- ®天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑は実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが働めて大きしとき。
 「単独がりに選続の星井を検討してくださいり以上の危険情報が出されたとき、但し、十分な安全措置を講しることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合(当社が旅行を実施する場合)、お客様が旅行をお取消になられるときは、第15項(1)(2)に定める取消が必要となります。
 「2) お客様が第7項に定める明日までに旅行代金をお支払いいただちなかったときに、当社は当該明の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合においてお客様が旅行契約を解除したときは、限に収受している旅行代金のあいは申込金の姿態をした。以下は受している旅行代金の解除したものとしたとなり、また、本項(1)により旅行契約を解除したときは、限に収受している旅行代金のあるいは申込金の変数を払い戻したいとします。

- より旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。
 17.当社の解除権 旅行開始後の解除
 (1)当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
 (1)当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
 (2)お客様が振気を変をかり加入の不その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 (2)お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための源集員その他の者による当社の指示への遺音、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行文は脅迫などにより、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 (3)既存者が3.申込条件(9)から(11)までのいずれかに該当することが判明したとき。
 (4)大災地変、戦乱、暴動、遺法・宿泊機関等の旅行サービス堤内の中、官公園の倉字の他の当社の関与しるい事由により、旅行の継続が不可能となったとき。
 (5)上記④の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「液筋の免集が報に提供を受けた旅行サービス場合の場合にないませた。ときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の機務については、有効なれ海がない費に対しているないた様行サービスに関する当社の機務については、有効なれ海がない間中があるときは、これをお客様負担とします。この場合、当社は旅行サービス原係の影かの費用から当社が当該旅行サービス提供者ではない間にまる費用を差しまいます。
 18.旅行代金のおいません。

18.旅行代金の払い戻し

10.JR(1)1、並のが10・戻り 当社は、第14項の規定により旅行代金が減額された場合又は 第15.16、17項の規定により旅行理約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始日前の解除による払い戻しにあっては解除の日の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始日後の解除による払い戻し にあっては契約書面に記載した旅行後3日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。ただし、 第17度が10・対して旅行報かも総修させたときには、底では 第17度が10・対して旅行報かも総修させたときには、底では 第17項(1)において脈行突動が解除されたときには、脈行を 中止したためにその提供を受けなかった脈行サービスの提供 に対して、取消料、連約料その他の脈に支払い、又はこれから 支払わなければならない費用はお客様の負担とします。

19.契約解除の復路手配

20.当社の指示

20:31はジルボー お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

21.添乗員

- (1) 添乗員の向行の行無点ハンフットにゅぶれいにします。 (2) 添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が「高行しない旅行にあっては旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ門滑に乗節するために必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。 (3) 添乗員が同行ない旅行にあっては、現地における当社の連絡先を最終日程長に明示いたします。 (4) 添乗員その他の者の業務は原則として8時から20時まったし、ます。
- でとします。

22.当社の責任及び免責事項

- 22.当社の責任及び免責事項
 (1)当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が 故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害 を賠償する費に任じます。ただし、損害発生の型日から起費し で2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。(2) 例えば、お客様が次に報じるような事由により損害を 被られても、当社は本項(1)の責任を負いかねます。た だし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。 ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行 日程の変更もしくは旅行の中止 ②運送・宿沿機関等の事故もしくは火災に力発生する損害 ③運送・宿沿機関等のサービス提供の中止又はこれの のために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止 ④日本又は外国官公署の命令、外国の出入国規削又は伝 染病による隔離、又はこれらによって生じる旅行日程 の変更、旅行の中止。 ⑥自由行動中の事故 ⑥食中毒
- - ⑥食中毒
- 7)盗難

- ⑦盗難
 ⑧運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更な ど、又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしく は目的地滞在時間の短縮
 ③その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由 により損害を被ったとき
 (3)当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害について は、同号の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算し て14日以内(国内)又は、21日以内(海外)に当社に対し て通知があったときに限り、お客様お1人につき15万円 を限度(ただし、一個又は一対についての限度は10万円。 放取又は重過だがある場合を除く。)として賠償します。
 22 株刊油機

- 23.特別補償 (1)当社は、第22項の規定に基づく当社の責任が生ずるか 否かを問わず、お客様が募集型企画旅行参加中に急激

- 高かを問わず、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な分来の事故により生命。身体または手荷物の偶然な分来の事故により生命。身体または手荷物の偶然を決定の通り支払います。
 ()死亡補償金として国内で1.500万円、海外で2.500万円、海外で4万~40万円
 (3)通院見舞金として入院日数により国内で1万円~5万円、海外で2万円~10万円
 (3)通院見舞金として通院日数により国内で1万円~5万円、海外で2万円~10万円
 (3)通院見舞金として通院日数により国内で1万円~5万円、海外で2万円~10万円 個別円を要認したし、一個又は一対についての補償制度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が被った損害については、当該日にお客様が被った損害については、当該日にお客様が被った損害については、当該日にお客様が被った損害については、当該日にお客様が被った損害については補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

- (2)当社が第22項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部 に充当します
- (3)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として 別
- (3)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を収受して実施される小旅行(オブショナルツアー)のうち、当社が旅行企画・実施するものについては、主たる募集型企画旅行契約の一部として取り扱います。 (4)お客様が募集型企画旅行参加中に扱うれた損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、川丘登はん、ボブスレー・リュージュ・ハングライダー搭乗などの他、これらに類する危険な行動中の事故によるものであるときは、当社は本頃(1)の補償金及び見無しを支払いません。但し、当該行動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

24.旅程保証

- 24. 旅程(朱記 (1)当社は、次表下欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の ①。②)に掲げる変更を除さます。)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて何に額の変更 補胃金を、旅行後3日の翌日から起算して30日以内に お客様に支払います。ただし、当該変更について当社に 第22項(1)の規定に基づく責任が発生することが明 かである場合には、この限りではありません。 ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償 金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われ ているにもかかからず運送・宿泊機関等の座席・部屋 その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の 場合は変更補償金を支払いまず。

 - 場合は変更補償金を支払います。) ア.旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変 イ.戦乱

 - イ、戦乱 ウ、暴動 エ、官公署の命令 オ、欠航、不適、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サー ビス屋供の中止 カ・遅延、運送スケシュールの変更等当初の運行計画に よらない運送サービスの提供 キ・脈行参加者の生命又は身体の安全確保のための必 要な措置
- キ、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のための必要な措置 ②第15項から第17項間での規定に基づいて旅行契約 が解除されたときの当返解除された部分に係る変更 ③パンフレットに認起した旅行サービスの提供を受ける 順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが地界た場合においては、当 社は変更補償金を支払いません。 (2)当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募 業型企画旅行につきる、旅行代金に15%を乗じた 額をもって限度とします。またお客様1名に対して1募 業型企画旅行につきる北のでは、350項の 業型企画旅行につきる北のでは、350項の 業型企画旅行につきるがで、350項によるを 第世をもって限度とします。またお客様1名に対して1募 業型企画旅行につきるが、760元とは、第5項 の1基準原行代金に2をります。 (3)当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払いません。 後に、当該変更にのに、当社に第22項(1)の規定に基づ 技にが発生することが明らかになった場合には、お 客様は当該変更に係る変更補償金を与払います。 1人はなりません。この場合、当社は、同頃の規定に基づ 当社が支払うべき損害即傷の額と、お客様が返還すべき 変更補償金の圏とを相談した残態を支払います。 (4)当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償 金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提 供をすることがあります。 (変更補償金の表と

〈変更補償金の表〉

	一件あたりの率(%)		
変更補償金の支払いが必要となる変更	旅行開始前	旅行開始後	
1.契約書面に記載した旅行開始日 又は旅行終了日の変更	1.5	3.0	
2.契約書面に記載した入場する観光地 又は観光施設(レストランを含みま す。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0	
3.契約書面に記載した運送機関の 等級又は設備のより低い料金の ものへの変更(変更後の等級及び 設備の料金の合計額が契約書面 に記載した等級及び設備のそれ を下回った場合に限ります。)	1.0	2.0	
4.契約書面に記載した運送機関の 種類又は会社名の変更	1.0	2.0	
5.契約書面に記載した本邦内の旅 行開始地たる空港又は旅行終了 地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0	
6.契約書面に記載した本邦内から 本邦外への直行便又は本邦外から本邦内への直行便から乗り継 ぎ便又は経由便への変更	1.0	2.0	
7 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます)	1.0	2.0	
8.契約書面に記載した宿泊機関の 客室の種類、設備、景観、その他の 客室の条件の変更	1.0	2.0	
9.前各号に掲げる変更のうち契約 書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0	

- 注1: 「旅行開始後」とは、特別補償規定第二条第三項に規
- 注:派行開始後」とは、特別補償規定第二条第二項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」」以降をいいます。
 注2:確定書面が交付された場合には「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上でこの表を適用します。この場合において契約書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間で変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取扱います。
 注3:第5号文は第4号に指げる変更に係ろ選送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一治につき一件として取り扱います。
 注4:第4号に指する要が関係の会が表の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
 注5:第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更を対し、一治の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一治の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一治の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であるである場合に掲げる変更については、第1号から第8号に掲げる変更によります。
 注6:第9号に掲げる変更にいては、第1号から第8号までを適用せず第9号によります。
 注7:現地旅行会社等が実施するオプショナルツアーは旅程保証の対象とはなりません。

25.お客様の責任

(1)お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、 もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことによ り当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害 の胎費を申し受けます。

- (2) お客様は当社から提供される情報を活用し、契約書面に 記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内 容について理解するように努めなければなりません。 (3) お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービ スについて、記載い路と異なるものと認識したときは、旅行 地において速やかに当は、当社の手配代行者又は旅行サー ビス提供者にその旨を申し出なければなりません。

26.お客様の交替

- 26.お客様の交替
 (1)お客様は当社の原語を伺て可能であれば、旅行契約上の
 地位を別の方に譲渡することができます。この場合、当社
 所定の用紙に所定の事項を記入のうえ手数料(お一人様
 につき10.000円)とともに当社らに提出していただきま
 、(既に航空券や乗船券を発行している場合には、別途再
 発行に関わる費用を請求する場合があります。
 (2)旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効
 力を生ずるものとし、以降、旅行契約上の地位を譲り受
 けた方は、お客様の当該派行契約上の地位を譲り受
 力及び義務を継承するものとします。なお当社は、利用運
 送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理
 由により、交替をお断りする場合があります。
 27. お客様が出発生でに実施する事項

27.お客様が出発までに実施する事項

- 21.の合体が、加来るとに天郎9つ事項(()旅券・直証について(日本国籍以外の方は、自国の領事館、波 航先国の領事館、入国管理局事務所にお問い合わせ下さい。) ①旅券(バスポート):旅行参加には、帰国日から残存有効 期間が6つ月以上残っている旅券が必要です。 ②直証(ピサ):旅行参加には、パンフレット記載の国の直証
- が必要です。 現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認

28.個人情報の取扱い

- 28.個人情報の取扱い
 (1)当社らは、脈行甲込みの際に農出された甲込書に配載された個人情報の取扱い
 (1)当社らは、脈行甲込みの際に農出された甲込書に配載された個人情報について、お客様かお甲し込みいただいた旅行において連送・宿泊機関等の提供するサービスの手部及びそれらのサービスの受頭のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。
 ※このほか、当社らでは、(1)当社ら及び当社らと提携する会社の商品やサービス・未中、ハークで深外、(2)旅行参加後のこ意即とで連携の提供の指摘い、(3)アンケートのお願い、(4)特理サービス・ルーンのご案内、(2)旅行参加後のご意即とで連携の提供、(5)ボガートの手様の一般であります。この場合、お客様の配と、バスボート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、あらかしめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者・小個人データの提供の停止を希望される場合は、販売店宛て、「最終旅行日程表」受け取り時までにお申出下さい、「最終旅行日程表」受け取り時までにお申出下さい、
 29.パンプレット表示の旅行開始地までの国

29.パンフレット表示の旅行開始地までの国内航空券の取り扱いについて

- 内航空券の取り扱いについて
 (1)お申し込み
 バンフレット掲載の特別運賃を利用した国内航空券のお申し込みは、ツアーの申込みと同時に行っていただきますよう。お願い申し上げます。
 (2)本項(1)の国内航空券の手配に関する契約は当社が承諾したときに成立しまず。但し、国内航空券は手配旅行の扱いとなりまず、条件:お宮様と当社の募集型企画旅行契約の範囲は国際線発着地までとします。
 (3)お取り当し

30.その他

(1)海外旅行保険

- ()海外旅行採険 病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかる ことがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金額 請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これら の治療費、移送費、また死亡、後遺傷害等を担保するた め、お客様に自身で充分な額の海外旅行保険に加入する ことをお勧めします。海外旅行保険については販売店の 係員にお問い合わせください。 より溜りない。
- ごとを影動的します。海外旅行保険については販売店の 係員にお問い合わせください。
 (2) お買い物案内 お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土 産店にご案内することがあります。当社では、お店 の選定には、万全を期しておりますが、購入の際に は、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社な すのでトラブルが生じないように商品の確認およ びレシートの受け取りなどを必づ行ってください。 免私払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物とし てお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空 港にて手続き方法をご確認の上お客様ご自身の責任で 行ってください、ワシントン条約又は国内がございますの 日本へ持ち込みが禁止されている日外がございますの で、では、イン・サービス 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、 航空会社のマイレージサービス 当社の第集型企画旅行にご参加いただくことにより、 航空会社のマイレージはからであれる場合がありますが、同サービスに関わるお問い合わせ登録等は お客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。 また、利用航空会社の変更によりお客が変ける予定で あった同サービスが受けられなくなった場合、理由の如 何にかかわらず、当社は第22項(1)ならびに第24項(1) の責任を負いません。 (注)第22項当社の責任及び免責事項第24項派程保証 (4)事故等のお申出 旅行中に、事故などか生した場合は、直ちに最後日程表 でお知らせする連絡をたご適知ください、(もし、通知で さない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご海 別ください。)

- 知ください。) (5)当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務 を負う範囲は、パンフレットの各コースの説明に記載し ている国際線出発空港を出発(集合)してから、当該空 港に帰着(解散)するまでとなります。 (6)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

31.募集型企画旅行契約約款について

の条件に定めない事項は当社旅行業約款(募集型企 の条件に定めない事項は当社旅行業約款(募集型企 」旅行契約の部)によります。当社の旅行業約款をご ・望の方は、当社にご請求ください。当社ホームページ http://www.cruiseplanet.co.jp からもご覧いただけます。

32.ご旅行条件の基準

この旅行条件は2024年4月を基準としています。

お客様へ「ご案内とご注意」

- (パスポートとビザについて) ●お客様のパスポートが今回のご旅行に必要な残存有効期限を満たしているか、また、旅行先の国にビザが必要かどうかをパンフレット等の記載事項よりご確認のうえ、必要
- うかをバンフレット等の記載事項よりご確認のうえ、必要な手続きをお済ませください。
 ・アメリカ合衆国へのご旅行または経由をされるお客様は、お持ちのバスボートがC旅券でとうかをご確認ください。お持ちのバスボートがC旅券ではない場合アメリカのビザが必要となります。アメリカのビザを取得されるか、もしくはバスボートを更新してください。
 ・日本国籍以外の方は、ご自身にて自国の領事館、渡航先の領事館、入国管理事務所等にお問い合わせのうえ、ビサおよび再入国許可、バスボートの残存有効期間等の確認および手続きをお済ませください。
 《李事について》

《変更について》

変更(交替になる場合を除く)などを言みます。
《お申込みの氏名(スペル)の変更および訂正について)》

む申込みの際および申込書への記入において氏名(スペル)
はご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入ください、お客様の氏名(スペル)を誤ってお申込みされ、
に場合。26.お客様の交替と同様の取り扱いとなります。変更および訂正には航空券の再発集、関係する機関への氏名訂正などが必要になり、所定の手数料をいただきます。また選送・ 宿治機関の事情により、氏名の訂正が認められない場合、旅行契約を解除し所定の取消料をいただく場合もこざいます。

行契約を解除、併定の助用料をいたて、場合もこさいます。 (特別な配慮を必要とされるお客様へ) ● お体の不自由なお客様、車椅子の持ち込み、慢性疾患、妊娠中の方などはご旅行のお申込み時にその旨をお申し出 べたさい、当社は可能かつ合理的な範囲で応じます。また、 診断書の提出や介護者・同伴者の同行などを条件とさせ ていただくか、ご参加をお断りさせていただく場合もこざ います。その他、当社の業務上の都合によりご参加をお断 りさせていただく場合も表ります。

りさせていただく場合もあります。
(海外安全情報について)
●ご旅行のお申込み後、ご旅行目的地に「不要不急の渡航は 止めてください以上が発出された場合、当社は旅行契約 の内容を変更または解除することがあります。しかし、各 種情報をもとにお客様の安全の確保および旅程管理が出 来ると判断した場合には、旅行を推行いたします。この場 合においてお客様の判断において旅行を取りやめられる 場合、当社は所定の取消料をいただきます。

場合、当社は外に必めた時々ないによるよう。 《ご旅行をお楽しみいただくために》 ●ご旅行中に提供された旅行サービスがパンフレット等に記 軽の内容とは異なると認識された場合はご旅行中に速やか にお申し出ください。ご帰国後のお申し出の場合では、対応 しかねる場合もございます。

- 手配約JUより、その場合、規則しく15回手配した父通費・ 宿治費等はお客様のご負担となります。 《空港舗税・燃油サーチャージについて》 ●所行代金には、空港諸税および燃油サーチャージは含まれておりません。(インフレット等で総額表示として脈行代金に燃油サーチャージを含んで表示した場合を除くり空港を扱るよび燃油サーチャージを含んで表示した場合を除くりで連絡であるよび燃油サーチャージを含んの最替相場の変動による追加酸収、返金はいたしません。 ●上記にかかわらず、空港諸税・燃油サーチャージ等の新設や連絡、減速の場合には、当販時点における当社発券レートにて再座空港諸税・燃油サーチャージ等を円換算し、上記確定した日本円換算額との差額を追加機収、返金させていただきます。(インフレット等で総額表示として脈行代金に燃油サーチャージを含んで表示した場合は、燃油サーチャージの億人にはません) ●燃油サーチャージの値上げを理由とした解除の場合は所定の助消料を申受けます。

《旅行代金の返金に関するご注意》

●当社では、お客様のご都合による取消しの場合および返金が生じた場合、返金に伴う取扱手教科は、お客様のご負担とさせていただきます。また金融機関のお客様の□座への振込みとさせていただきます。

旅行保険ご加入のおすすめ

募集型企画旅行約款特別補償規定により、当社はお客様が 募集型に働脈で利利利的用偏規定により、当れはお各様か ご旅行句に成めれた措書については、一定の範囲で補償させていただきますが、傷害・疾病治療・疾病死亡等について は補償いたしません、安心してご脈行していただくために お客様ご自身および携行品等に必ず保険をかけられます ようお勧めいたします。特に「フライ&フルース旅行」適用 コースにお申し込みの際には「クルース旅行」取消費用担保 体的した同様でもなった。 特約」を同時にかけられますようお勧めいたします。

観光庁長官登録旅行業第1739号 日本旅行業協会(JATA)正会員 株式会社 クルーズプラネット 総合旅行業務取扱管理者: 小川誠、西田和美、太田真衣、大井佳菜、北野博文、

飯田悦弘、福田大雅、橋本逸子、大西杏奈



総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営

業所での取引きの責任者です。このご旅行の契約に関し、 担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠 慮なく上記旅行業務取扱管理者にご質問ください。